

家づくりをこれからはじめる方必見！！

家づくりのギモンにお答えします。

第5回連載

1、入居の際にかかる税金

印紙税

建築会社と工事請負契約を交わす際に契約書に貼って納税します。

契約金額 1000万～5000万⇒2万円（1万5千円）の印紙が必要

5000万円超 ⇒6万円（4万5千円）の印紙が必要

※（）内は2014年3月31日までの契約は税額の軽減があり、軽減後の額面



消費税

建物の工事費には消費税が発生します（引渡し時の%が発生します）

新築・中古関係なく発生（原則、工事費に消費税は含まれていますが要確認！）

土地には消費税はかかりません。

登録免許税

土地や建物を取得するときには、所有権を登記することになります。その際に発生する費用が登録免許税です。土地・建物の価格（評価額）や借入額（債権額）に指定税率を掛けて算出しますが、条件により税率の軽減があります。

不動産取得税

土地や建物を取得する際に発生する税金です。土地・建物それぞれの評価額に指定税率を掛けて算出。取得後60日以内に申請すれば軽減措置もあります。（実際の納税は数カ月後になります）

控除や補助金申請可能条件など、さまざまな制度を有効活用するアドバイスを致します。

当コラムは家づくりのギモンや知って得する家づくり情報を定期的にお届け致します。

定期便は待てない方、すぐに家を建てる方には全コラムをまとめてご用意致します。

メールでもご提供致しますのでお気軽にお申しください（無料）

今後のコラム予定・・・●家づくり・住宅ローンのギモン ●間取り・お掃除コラム